

特定資産（関西ゆりかご基金）の運用規定

第1条（趣旨）

本規程は、特定非営利活動法人ここのとりのゆりかご in 関西（以下、当法人）が設置する特定資産（関西ゆりかご基金）（以下、基金）の適正な管理・運用のために必要な事項を定める。

第2条（目的・用途）

基金は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業のうち、「ここのとりのゆりかご連携施設、ここのとりのゆりかご設置施設の開設及び支援事業」に係る資産の取得・改良並びに、当該事業に係る運営費用及びその他経費の費用に充てることを目的とする。

第3条（積立・表示）

基金への積み立ては、個人・法人等からの寄付より積み立てるものとし、当法人の流動資産からの積み立ては理事会の承認を得て行うものとする。なお、基金は、当法人の貸借対照表及び財産目録では、特定資産として他の資産と明確に区別して表示する。

第4条（取り崩し）

基金は、第2条に定める目的のために、理事会の決議を経て、その全部又は一部を取り崩すことができる。なお、基金を取り崩したときは、その後最初に開催される総会に報告するものとする。

第5条（運用・管理）

本規程に定めるものの他、基金の運用・管理は理事会が行う。また、基金に属する資金は、金融機関への預金等の方法で、他の資産と区分して管理する。

第6条（その他）

本規程の改廃は理事会の決議を経て、行う。

（附則）本規程は平成29年6月4日より施行する。